

雇 第 7 9 4 号
令和 4 年 2 月 1 0 日

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」構成団体の長 様
県内各商工会議所 会頭 様

千葉県商工労働部雇用労働課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたテレワークの取組等について（依頼）

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 2 月 1 0 日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を 3 月 6 日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県では、県における対策の内容を別添 1 のとおり報道発表したところです。

事業者等の皆様には、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進していただくとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の取組の推進をお願いしています。

皆さまにおかれましては、テレワーク等の積極的な活用について、改めて関係団体及び各会員の皆様に対する御理解、御協力の呼びかけをお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業などをした小学校や保育所等に通う子ども等の世話が必要となった労働者の方に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は、厚生労働省の小学校休業等対応助成金の対象となります。この助成金につきましても、改めて周知をお願いいたします。

なお、各経済団体様におかれましては、別添の報道発表資料は、県経済政策課からの通知（令和 4 年 2 月 1 0 日付け経第 1 1 5 3 号）と重複しますので、当課からの本依頼内容を会員の皆様等に送付していただく際は、別添報道発表資料は割愛しても差し支えありません。

○小学校休業等対応助成金

詳細は別添 2 のリーフレットや厚生労働省ホームページを御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

○テレワークの導入・推進に関する相談窓口

テレワーク相談センター（厚生労働省） 電話：0120-861009 URL：<https://www.tw-sodan.jp/>

問合せ先

千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班

電話：043-223-2767

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和4年2月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県における、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を3月6日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保等の取組を進める。こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。
- (2) その上で、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、政府の責任において、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限の下、緊急的病床等を確保するための具体的措置を講じる。

2 県における基本的な考え方

- (1) 国の基本的対処方針に沿った措置等を行う。
- (2) 感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を目指す。
- (3) 感染の拡大が認められる場合に、速やかに効果的な感染対策等を講じるとともに、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に県民・事業者を求める。まん延防止等重点措置の実施に当たっては、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。
- (4) 地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ1月21日から3月6日までとする。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

(1) 県民の皆様へ

○ 感染リスクが高い場所への外出等の自粛【第24条第9項】

- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください。
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす行動を心がけてください。
- ・ 不要不急の都道府県間の移動※、特に、緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等（認証店・確認店以外の飲食店等）の利用を自粛してください。

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、移動の自粛要請の対象外とします。

○ 飲食時の注意【第24条第9項】

- ・ 飲食店を利用する際は、同一グループ・同一テーブル4人以内（乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く。）としてください。

なお、結婚披露宴を行う場合において、参加者全員がPCR等検査を受け、陰性のとき※は、同一テーブル5人以上でも可とします。

※ 3日以内のPCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）又は1日以内の抗原定性検査の結果が陰性の場合。なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。

- ・ 飲食は、なるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際は、必ずマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）を着用するようお願いします。
- ・ 飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。
- ・ 換気が良く、座席間の距離が確保されている又は適切な大きさの亚克力板等が設置されている店を選んでください。
- ・ 食事は、短時間で、深酒をせず、大声を出さないでください。
- ・ 箸やコップは使いまわさないでください。
- ・ 手指消毒を徹底してください。
- ・ 飲食店を利用する際は、感染防止対策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」を利用してください。

* お店のリストは千葉県ホームページに掲載しています。

- ・ 自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティ等においても、飲食時の注意を守ってください。

○ 21時以降、飲食店の利用自粛【第31条の6第2項】

- ・ 認証店及び確認店の営業時間を21時まで短縮するよう要請しますので、21時以降は飲食店を利用しないでください。

○ 基本的な感染対策を徹底【第 24 条第 9 項】

- ・ 「3 つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。
- ・ 「10 のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5 つの場面」」等の回避を参考にしてください。
 - ※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。
 - 「10 のポイント」
URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf
 - 「新しい生活様式の実践例」
URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf
 - 「感染リスクが高まる「5 つの場面」」
URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf
- ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用してください。
- ・ 風邪症状等、体調不良が見られる場合は、受診以外は、出勤、登校を含め、外出を控えましょう。なお、特に発熱等の症状があるときは、感染リスクを下げるため、あらかじめ医療機関に連絡してください。

○ 検査について

- ・ 感染リスク等が高い環境にある等の理由により感染している可能性に不安を抱える方、又は、あらかじめ感染不安を解消しておきたい事情がある方が、希望する場合、検査を無料で受けることができます。
- ・ この検査を希望される場合、ワクチン接種の有無に関わらず、県に登録した薬局、検査機関等において検査が受けられます。なお、これは新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく、知事の要請として扱われます。
- ・ 検査実施拠点一覧は、千葉県ホームページに掲載しています。
「千葉県新型コロナウイルス感染症に係る PCR 等検査無料化事業」
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/percmuryouka.html>
- ・ 区域は県内全域、期間は、当面の間とします。ただし、感染拡大の状況や、抗原検査キットの供給状況等を踏まえ、一時的に、無料検査は原則として抗原定性検査でなく PCR 検査等を選択するようお願いします。なお、今後、更に検査需要が高まり、市場がひっ迫した場合等は無料検査を変更又は中止することがあります。
- ・ 本事業の対象は、無症状の方です。軽度の発熱、倦怠感など、少しでも体調が悪い方は、医療機関の受診をお願いします。
- ・ 本事業の検査結果は、新型コロナの患者であるかどうかの確定診断を示すものではありません。また、検査で陰性となった場合も、感染している可能性が否定されたわけではありません。引き続き、基本的な感染予防策の徹底をお願いします。

す。

- ・ 検査で陽性となった場合は、必ず速やかに医療機関を受診してください。検査拠点から保健所や医療機関に検査結果を連絡をすることはなく、医療機関を受診しない限り、治療が開始されません。
- ・ 検査の際は、今後の対策の参考とするため、アンケートに御協力をお願いします。

（２）イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ【第 24 条第 9 項】

【収容率・人数上限の目安等】

- ① 感染防止安全計画※¹を策定し、県による確認を受けた場合

人数上限：2 万人まで

＊ ワクチン・検査パッケージ制度及び入場に当たっての PCR 等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。

＊ 既に感染防止安全計画を策定し県による確認を受けている場合は、令和 4 年 1 月 22 日までに販売された入場券等に関し、本目安は適用せず、販売した入場券等はキャンセル不要と扱います。

- ② ①以外の場合

収容率：100%（大声※²なし）又は 50%（大声あり）

かつ

人数上限：5,000 人

※ 1 感染防止安全計画は、参加人数が 5,000 人超のイベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するために策定して提出していただくものです。また、感染防止安全計画が策定されているイベントは、「大声なし」の担保が前提です。

なお、従前の「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を行い、既に、県から確認済みの連絡を受けているイベントについては、①の人数上限を適用しない場合は、感染防止安全計画の策定は不要です。

また、既に「感染防止策チェックリスト」を公表している場合で、まん延防止等重点措置の適用により新たに感染防止安全計画の策定対象となった場合（5,000 人を超えるイベントなど）は、原則 2 週間前までに計画を県に提出し、県の確認を受けてください。

※ 2 「大声」とは「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」をいい、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが「大声あり」に該当します。

【留意事項】

- 催物開催に当たっては、その規模にかかわらず、業種別ガイドラインの徹底や、「3つの密」が発生しない席の配置、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じてください。

- 参加者名簿を作成し連絡先等を把握するとともに、接触確認アプリ（COCO A）の利用を推奨してください。
- 感染防止安全計画の提出は、イベント開催の 2 週間前までに行うように努めてください。また、感染防止安全計画を提出した場合は、イベント終了後、1 か月以内を目途に、結果報告書を県に提出してください。
- 県による感染防止安全計画の確認を受けていないイベントについては、「感染防止策チェックリスト」をホームページやSNS等で公表し、イベント終了日から 1 年間保管してください。（従前の「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を行い、既に、県から確認済みの連絡を受けているイベントを除きます。）
- 感染防止策の不徹底など問題が発生した場合は、感染防止安全計画の策定の有無にかかわらず、直ちに、県及び関係府省庁に結果報告書を提出してください。

※ 開催制限の目安、感染防止安全計画の提出方法等の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

※ 上記の条件のほかは、令和 4 年 2 月 10 日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」及び「イベント開催等における感染防止安全計画等について」のとおりとします。

※ 提出いただいた結果報告書は、他の都道府県や関係府省庁へ情報提供する場合があります。

（３）事業者の皆様へ

① 全ての事業者等の皆様へ

【第 24 条第 9 項】

- 業種別ガイドラインを遵守してください。

【お願い】

- 人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3 つの密」及び「感染リスクが高まる「5 つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知して

ください。

- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン※が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※ 職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請については、千葉県ホームページの「職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請」及び「事業所におけるオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」を御確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/20210929workplace.pdf>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/20220210workplace.pdf>

※ 業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

- 徹底した換気を行ってください。例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありえます。

《二酸化炭素濃度測定器を使用する際の留意事項》

(千葉県ホームページ)

https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/co2_ryuuiten.pdf

- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けてください。
- 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行ってください。
- 別表1に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続してください。
- 職場において従業員が、感染者や濃厚接触者となった場合に備えて、社会経

済活動の維持と感染防止対策の両立のため、業務継続計画の確認等を進めてください。

② 「飲食店※¹」・「施設（飲食店を除く）※²」の皆様へ

別表 2 に記載した要請の内容に従って御協力をお願いします。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。なお、遊興施設のうち、飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）、飲食業の許可を受けている結婚式場等（披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も含む）を含みます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象から除きます。

また、以下の施設が該当します。

- ・ 劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- ・ 運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）、博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く）
- ・ 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）

県の営業時間の短縮要請等に応じていただいた飲食店等には協力金を支給します。

※ 原則として、認証店又は確認店の方には、全期間御協力いただいた場合、協力金を支給します。（2月14日から御協力いただけなかった場合においても、2月17日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から3月6日までの日数分を支給します。）

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、チェックリストや休業又は営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。

※ ワクチン接種済証等やPCR等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。

※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

4 その他の事項

(1) Go to イート事業について

- Go to イート 食事券の新規発行の一時停止
【継続：令和4年1月15日～】（当面の間）
- Go to イート 食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけ
【継続：令和4年1月25日～】（当面の間）
- ※ 店内での飲食を控えていただくもので、テイクアウト、デリバリーでの利用を控えていただく必要はありません。
- ※ 食事券の利用期限について、令和4年2月28日までとしていましたが、事業停止期間を反映して延長することとしており、具体的な期限は事業再開時に発表いたします。

(2) 「千葉とく旅キャンペーン」について

- 新規予約受付の停止【継続：令和4年1月15日～】（当面の間）
- 予約済の旅行・宿泊商品の割引利用の停止
【継続：令和4年1月21日～】（当面の間）
- ※本キャンペーンを再開する場合は特設サイト等で改めて発表いたします。
特設サイトURL <https://chibatokutabi-cpn.com>

【問合せ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

無料検査に関する事

取材対応：健康福祉部疾病対策課 TEL 043-223-2574

一般問合せ：専用コールセンター TEL 050-5050-1478

※ 9時から17時（土日・祝日を除く）

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続に関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709

一般問合せ：専用コールセンター（飲食店） TEL 0570-783-939

ただし、認証店に関する事

商工労働部経営支援課 TEL 043-223-3496

ただし、飲食店の見回り又は確認店に関する事

商工労働部企業立地課 TEL 043-223-3866

ただし、「Go To イート」に関する事

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043-223-2790

一般問合せ：「Go Toイート」千葉県事務局 TEL 0570-052-120

ただし、「千葉とく旅キャンペーン」に関する事

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484

一般問合せ：「千葉とくキャンペーン」事務局 TEL 0570-077-782

※ 土日・祝日を含む 9時から18時

ただし、「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業に関する事

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484

一般問合せ：「ディスカバー千葉」一般コールセンター TEL 0570-054-389

※ 土日・祝日を含む 8時半から17時半

別表 1

国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な 方々の保護の継 続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
国民の安定的な 生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LP ガス、 上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製 造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給 関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネ ット通販 等
	宅配・テイクアウト	—
	生活必需品の小売り 関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグ ストア 等
	家庭用品のメンテナ ンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事 業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持 に係る設備・サービス、自家用車等の整 備 等
社会の安定の 維持	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジ ットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造 業・サービス業の維 持	航空機、潜水艦 等
	企業活動・治安の維 持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社 会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、 廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	保育所等の児童福祉施設、放課後児童ク ラブ 等

別表 2

事業者の皆様への要請 (3(3)②関係)

以下のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等、「3(3)①全ての事業者等の皆様へ」に記載されている事項を徹底してください。

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法
 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	要請内容
「飲食店※ ¹ 」・「遊興施設※ ² のうち、食品衛生法における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）、飲食業の許可を受けている結婚式場等（披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も含む）	法 24 条⑨ - 人数制限（同一グループ・同一テーブル 4 人以内※³。ただし、乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く。） * 店舗入口及び店内に、「同一グループ・同一テーブル 4 人以内」である旨を掲示してください。 * 結婚披露宴を行う場合において、参加者全員が PCR 等検査を受け、陰性のとき※⁴は、同一テーブル 5 人以上でも可とします。（「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」又は「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」に限ります。） なお、この取扱いを希望する場合は、県に申し出ください。 法 31 条の 6① - 以下のとおりの営業時間の短縮、酒類提供の制限 ① 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」 21 時から 5 時は営業しない ② 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」以外 20 時から 5 時は営業しない 酒類提供停止 - 下表 1 の感染防止対策の徹底。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象から除きます。

※3 ワクチン検査・パッケージ制度及び対象者全員検査による緩和は、実施しません。

※4 3 日以内の PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）又は 1 日以内の抗原定性検査の結果が陰性の場合。なお、未就学児（概ね 6 歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。

施設の種別（国の通知による区分）		要請内容
施行令 11 条施設（1,000 m ² 超え）		
	・ 劇場、観覧場、演芸場、映画館 ・ 集会場、公会堂 ・ 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ・ 運動施設又は遊技場の一部 ・ 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど ・ 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く）	法 31 条の 6① ・ 下表 1 の感染防止対策の徹底 ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照） 法 24 条⑨ ・ イベントの人数制限と同様の人数制限（※）
	・ 運動施設又は遊技場の一部 ・ マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど ・ 遊興施設の一部 ・ 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など ・ サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く） ・ 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）	法 31 条の 6① ・ 下表 1 の感染防止対策の徹底 ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照）

※ 感染防止安全計画を策定し県による確認を受けた施設で、イベントの上限人数 2 万人を超える人数の入場を希望する場合は、その人数が収容率の 50%を超えないときに限り、特に感染リスクが低減できる追加的な対策が可能な場合は、個別に相談に応じます。

下表1 感染防止対策について

- 徹底した換気を行ってください。
- ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありえます。
- ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
- ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
- 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
- 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いする」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。
- マスク着用をお願いについて、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
- 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。
- 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導をお願いします。
- 事業所の消毒をお願いします。

下表2 人数管理・人数制限等の例示

- 施設全体での措置
 - ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
 - ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別の措置
 - ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
 - ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
 - ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

* 詳細は裏面をご参照ください。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額^{※1}×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額^{※2}あり）

休暇取得期間	日額上限額 ^{※2}	申請期限 ^{※3}
令和3年8月1日～10月31日	13,500円	令和3年12月27日（月） 必着
令和3年11月1日～12月31日	13,500円	令和4年2月28日（月） 必着
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：11,000円 令和4年3月：9,000円	令和4年5月31日（火） 必着

※2 申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については**15,000円**。

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

※3 ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和4年6月30日まで）です。

Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。



⇒「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内**」

事業主の皆さまへ

- ① **支給要件の詳細や具体的な手続き**は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

* ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。

* 事業所単位ではなく**法人ごと**の申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ② 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**まで**郵送**でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）

新型コロナ 休暇支援

検索



お問い合わせはコールセンターまで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。

また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。
- ※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
- ※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
 - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
 - ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども
- ※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。
- ※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

- 「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・学校：授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）
 - ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日
- 「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。
- なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。
- 助成金の支給上限額(上限額は表面参照)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。